

令和 7 年度和歌山県経済動向総合調査業務プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県が実施する「令和 7 年度和歌山県経済動向総合調査業務」の契約候補者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1. 概要

(1) 業務目的

統計データや経済指標、企業情報に基づく景気動向調査と、企業に対するアンケートに基づく実態調査を組み合わせ、県内経済の総合的な現状と課題を明らかにし、今後の独自施策策定の基礎資料とすることを目的としている。

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 予算上限額

金 4,141,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(4) 契約書

委託先として特定した事業者に対して別途作成する。

(5) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

2. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成 20 年和歌山県告示第 1261 号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「11.測定・検査・調査業務等」、小分類が「11.調査研究・統計作業」に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の決定後、入札参加資格の再認定を受けているものを除く。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行為を行っている者でないこと。

3. スケジュール

公募開始	令和 7 年 11 月 12 日（水）
仕様書に関する質問受付締切	令和 7 年 11 月 18 日（火）17 時 00 分まで
質問に対する回答期限	令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時 00 分まで
企画提案書類の提出締切	令和 7 年 11 月 26 日（水）17 時 00 分まで
選定委員会	令和 7 年 12 月上旬（予定）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います
契約の締結及び事業開始	令和 7 年 12 月中旬
事業完了	令和 8 年 3 月 31 日（火）

4. 質問

本プロポーザル参加にあたって質問事項がある場合は、「3.スケジュール」に示す期限までに、質問票（様式1）を電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、和歌山県商工労働部商工労働政策局商工企画課のホームページ上に掲載する。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

5. 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を期限までに6部（正本1部、副本5部）提出すること。提出方法は直接持参又は郵送とする。

(1) 企画提案申請書（様式2）

(2) 企画提案書

別添仕様書に従い、調査分析方法、実施体制、成果物である報告書等の原稿案を具体的に作成すること。

(3) 誓約書（様式3）

(4) 見積書（任意様式）

① 当該委託契約に係る一切の経費を精算し、具体的に記載すること。（一式という書き方はしないこと）

② 消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。

③ 見積書の宛名は「和歌山県知事」とすること。

(5) 業務実績表（様式4）

(6) 提案者の概要がわかるもの（任意様式。会社案内等）

(7) 「和歌山県物品の調達及び役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し」

6. 審査方法

(1) 企画案の審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下、委員会）で行う。

(2) 審査については、以下の審査基準の観点から総合的な評価を行う。

① 各項目に対する内容の充実度

業務目的に合致した提案内容になっており、調査項目ごとの内容は充実しているか。

② 調査・分析手法の妥当性

データの取得範囲が適正で、調査手法が適切で客観的な正確性を有したものか。また、独自性はあるか。収集データや業者独自の豊富な情報を活用した分析ができているか。

③ 調査体制の充実度

県内における産業別の調査を行う上で、現況分析を的確に行える、安定した調査体制となっているか。また常にリアルタイム景気状況等に対応しうる柔軟性はあるか。

④ 全体の企画性

調査・分析・報告が全体的に無理なく実施できるか。また、グラフの効果的な利用や、県内企業の具体的現況、報告書を読みやすいように工夫を凝らすなど、企画力はあるか。

⑤ 見積額の妥当性

見積単価が妥当か。コストは安く押さえられているか。

(3) 決定方法

審査結果をもとに第1位企画提案者との間で本委託業務契約を締結する。本委託業務実施に関して必要な協議が合意に至らない場合は、順次、審査結果上位者を契約候補者とみなして必要な協議を行い、契約候補者を決定する。

また、提案者が1者の場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

最高点の者が複数者いる場合は選定委員による多数決とする。

(4) 審査結果の通知

審査会終了後、結果を速やかに参加者全員に通知する。

(5) 契約の締結

- ・ 契約候補者と県が協議し委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
- ・ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときはその選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

7. 結果公表

和歌山県のホームページにおいて、選定結果に関する以下の情報を公表する。

- (1) 最優秀提案事業者等及び契約交渉の相手方と評価点
- (2) 全提案事業者の名称
- (3) 全提案事業者等の評価点
- (4) 最優秀提案事業者等の選定理由
- (5) その他

8. 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9. その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、委託先選定及び特定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 提出された企画案は返却しない。
- (5) 企画作成のための受領した資料は県の実情なく公表・使用することはできない。

10. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県 商工労働部 商工企画課 担当 大森

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁本館2階

電話 073-441-2725 / FAX 073-432-4409

Email e0601001@pref.wakayama.lg.jp